

各位

会社名 ヤーマン株式会社  
(コード番号: 6630 東証プライム市場)  
代表者名 代表取締役社長 山崎 貴三代  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 宮崎 昌也  
TEL 03-5665-7330  
URL <https://www.ya-man.co.jp/>

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年7月25日開催予定の第51回定時株主総会において付議する定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化するとともに、中長期の戦略的議論をさらに活性化するためのコーポレートガバナンス体制が求められることから、今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を合わせることにより、適時・適切な情報開示による透明性の向上、海外企業との比較可能性の向上等の効果が期待できるため、事業年度を毎年1月1日から12月31日へ変更するものであります。

なお、決算期変更の経過期間となる第52期は、2025年5月1日から2025年12月31日までの8ヵ月間といたします。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

(3) 当社は、業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を高めることを目的として、執行役員制度を採用しておりますため、現行定款「第4章 取締役、取締役会」を「第4章 取締役、取締役会及び執行役員」に変更し、関連する条文を第22条（代表取締役及び執行役員等）として変更するものであります。

(4) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を追加するため、現行定款第30条（取締役との責任限定契約）を変更し、（取締役の責任免除）とするものであります。

なお、現行定款第30条（取締役との責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第48条（中間配当）を削除するものであります。

(6) その他、語句の修正を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      2025 年 7 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生日                      2025 年 7 月 25 日 (金)

以上

【別紙】定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>第 1 条～第 3 条 &lt;条文省略&gt; (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 1 条～第 3 条 &lt;現行どおり&gt; (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 &lt;削除&gt; (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<p>第 6 条 &lt;条文省略&gt; (<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 &lt;条文省略&gt; 第 9 条 &lt;条文省略&gt; 第 10 条 &lt;条文省略&gt; 第 11 条 &lt;条文省略&gt; 第 12 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 6 条 &lt;現行どおり&gt; &lt;削除&gt;</p> <p>第 7 条 &lt;現行どおり&gt; 第 8 条 &lt;現行どおり&gt; 第 9 条 &lt;現行どおり&gt; 第 10 条 &lt;現行どおり&gt; 第 11 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 7 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt; (定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt; (定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

<p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条 &lt;条文省略&gt;  第17条 &lt;条文省略&gt;  第18条 &lt;条文省略&gt;  第19条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 &lt;現行どおり&gt;  第16条 &lt;現行どおり&gt;  第17条 &lt;現行どおり&gt;  第18条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p>	<p>第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第20条 &lt;条文省略&gt;  &lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。  &lt;新設&gt;</p> <p>2. <u>取締役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;  &lt;新設&gt;</p> <p>(任期)</p>	<p>(<u>取締役の員数</u>)</p> <p>第19条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(<u>取締役の選任方法</u>)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の<u>決議</u>において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. <u>法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>5. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(<u>取締役の任期</u>)</p>

<p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び執行役員等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長を選定することができる。</u></p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>4. 取締役会は、その決議によって<u>執行役員の中から、社長及びその他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集)</p>
--	--

<p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 &lt;新設&gt;</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務の意思決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等（会社法第361条第1項に規定する報酬等をいう。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲で、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を</p>
---	--

<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p>	<p><u>含む。）の損害賠償責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただ</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(<u>常勤の監査等委員である取締役</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき</u></p>

<p>し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第40条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(<u>補欠監査役</u>)</p> <p>第41条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総</u></p>	<p>は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
---	---

<p><u>会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第42条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第43条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第45条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第49条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第42条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について</p>

	<p><u>ては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<新設>	<p><u>附 則</u></p>
<新設>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>第 51 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条の定めるところによる。</u></p>
<新設>	<p><u>(事業年度変更にかかる経過措置)</u></p> <p>1. <u>第 40 条(事業年度)の規定にかかわらず、第 52 期事業年度は、2025 年 5 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までとする。</u></p>
<新設>	<p>2. <u>第 41 条(剰余金の配当の基準日)第 2 項の規定にかかわらず、第 52 期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は 2025 年 10 月 31 日とする。</u></p>
<新設>	<p>3. <u>前 2 項及び本項は、第 52 期事業年度の終了後、これを削除する。</u></p>

以上